

令和7年度

学校体育施設(武道館)の開放利用団体希望登録の手続きについて

草津市立の学校体育施設(武道館)をスポーツ等の活動場所として、学校教育の支障のない範囲で開放します。学校教育、PTA全体の事業、学区全体の行事、各学区の体育振興会や総合型地域スポーツクラブの利用が優先となりますが、これらを除き定期的な利用を希望する場合は以下の手続きが必要です。

1. 登録について

- ①対象：10名以上の団体で、そのうち7割以上が草津市に在住、通勤、通学であり、成人監督者がいる団体
- ②登録料：高校生以上 1人あたり2,500円(1枠あたり)
- ③登録希望調書および登録希望者名簿の提出：別紙様式①、②を1団体につき1枚記入し、**申込期限までにスポーツ推進課へ提出(次ページ「3. 申込先・申込方法」参照)したうえで調整会議に出席してください。**

2. 開放校と利用可能時間

学校名	利用可能時間枠
高穂中学校	【月～日】 3～5月 19:00～21:30
	6～8月 19:30～21:30
玉川中学校	9～11月 19:00～21:30
	12～2月 18:00～21:30

注意：1枠につき、1団体の利用が基本となります

高穂中学校、玉川中学校を御利用いただく場合の注意点は以下のとおりです。

学校名	注意事項
高穂中学校	畳は収納しています。利用された場合は、必ずもとの場所に収納してください。体育館の鍵と武道館専用の鍵をスポーツ推進課より貸出します。部活で使用している施設であるため、清掃用具以外の備品等には触れないよう御注意ください。利用後は必ず清掃(畳使用時、汚れた場合は空拭きまたは水拭きをする)・消灯・施錠し、必ずチェックシートを提出してください。
玉川中学校	畳を常時敷いており、畳を上げたり動かしての利用はできません。体育館の鍵と武道館専用の鍵をスポーツ推進課より貸出します。清掃用具以外の備品等には触れないよう御注意ください。畳ストッパーは利用できますが、利用後は必ず元の位置に戻してください。利用後は必ず清掃(畳使用時汚れた場合は空拭きまたは水拭きをする)・消灯・施錠し、必ずチェックシートを提出してください。

登録希望検討の際の注意事項

- スポーツ少年団等小学生以下の登録者については、原則“中学校”の利用については、教育的配慮から開放いたしません(登録もできません)ので趣旨を御理解のうえ、御利用を宜しく願います。
- 来年度、学校施設工事により体育館・駐車場利用に影響が出る学校があります。詳細は「7. 学校開放事業に影響する令和7年度工事について」を参考にしてください。
- もっぱら営利を目的とする利用はできません。
- 利用実績が著しく低いことが分かった場合、取消しさせていただく場合があります。

3. 申込先・申込方法

様式①「登録希望調書」様式②「登録希望者名簿」を下記まで、**直接か郵送、FAX、Eメール**で提出してください。郵送、FAX、Eメールによる申込の場合は、必ず送信後に電話にて下記まで確認をしてください。様式は市ホームページからダウンロードできます。

〒525-8588 草津市草津3丁目13-30
草津市教育委員会事務局 スポーツ推進課（市役所 6階）
TEL：077-561-2432
FAX：077-561-2488
メールアドレス：sports@city.kusatsu.lg.jp
ホームページ：<https://www.city.kusatsu.shiga.jp/>

注意！

- 郵送、FAX、Eメールで提出され、当課に届いていなかった場合、確認の電話をいただいていなければ未提出の扱いとなります。**必ず確認の電話をしてください。**
- 申込の際には、登録希望調書と登録希望者名簿の提出が必要となります。
- 活動意思のないメンバーの登録は御遠慮ください。
- 団体名・代表者名のみを変更する等、類似した団員構成で別団体として、申請および登録することは固くお断りします。
- 提出いただいた書類に不正があると当課が判断した場合、年度途中であっても取消しする場合があります（過去に、類似した団員構成で別団体として書類の提出があり、書類を無効とした団体があります。）。

4. 申込期限

令和7年1月24日（金） 17時15分必着【期限厳守】

注意！

- 申込期限内の訂正は随時受け付けますが、**申込期限後に到着した郵便、Eメールは受付いたしません**ので注意してください。

5. 申込期限後の変更受付（変更可能期間）

円滑な利用調整ができるように、申込期限後に変更のみを受け付ける期間を設けます。登録希望調書の受付状況については、**令和7年1月31日（金）13時00分以降に**、窓口および草津市ホームページで公開しますので確認してください。

- (1) 変更方法：別紙様式③をスポーツ推進課に直接か、Eメール、FAXで提出してください。
(電話での変更受付はできませんので、注意してください。)
- (2) 変更期間：**令和7年1月31日（金）13時00分～2月4日（火）12時00分必着【期限厳守】**
- (3) 対象：**利用希望が重なっている団体**（希望が他団体と重複していない団体は変更できません）
- (4) 変更先：変更先については、空き枠（第一希望から第四希望まですべてに申請団体がいない枠）に変更する場合のみ可能です。
* 変更後の受付状況は**令和7年2月7日（金）13時00分以降に**、窓口および草津市ホームページで公開しますので確認してください。

注意！

- 期間中は、他の変更希望団体と変更先が重なっても受付しますので、変更することで利用希望が確定するわけではありません。(先着順ではありません)
- Eメール、FAXによる提出される場合は、必ず電話で到着の確認をしてください。

6. 学校体育施設開放調整会議の日程等について

(1) 案件

- ① 令和6年度学校体育施設開放推進事業を終えての利用上の注意事項について
- ② 令和7年度学校体育施設利用調整について

(2) 調整会議日時・会場

(体育館の調整会議と同時に開催いたします。)

開催日	対象学校	会場
令和7年2月13日(木) 19時00分から	・高穂中、玉川中	市役所8階 大会議室
令和7年2月26日(水) 19時00分から	・第2次調整会議	

注意！

- 希望する枠の利用が確定している場合でも利用にかかる厳守事項等の説明をさせていただくため、参加が必要となります。
- 会議中の出席確認時に不在の場合、欠席とみなし、欠席された希望校については無効になりますので注意してください(キャンセル扱い)。
- 利用希望回数(一週間のうち利用したい回数)より多く利用日が取れてしまった団体については自動的に下位の希望日を消去いたします。
【例】週2回利用希望で、利用調整の結果、第三希望まで取れてしまった場合
→ 第三希望を自動的に消去し、空き枠とします
- 会議に出席の際は、通用口(守衛室)で会議名簿にチェック後、中央エレベーターから8階までお上がりください。退庁時も通用口(守衛室)で退庁チェックしてからお帰りください。

7. 学校開放事業に影響する令和7年度工事について

令和7年度に予定される施設工事のうち、学校開放事業への影響が予想されるものを下記に挙げております。工事に伴う開放中止・利用制限期間等については、現段階で把握できるものであり、変更、追加の可能性があります。該当校への利用希望については、工事による影響があること、登録料の返金はないこと、工事による開放中止は振替できないことを了承された団体のみ登録希望調書に記入してください。

●工事によって武道館・駐車場の利用に影響が出る学校（計画は変更される場合があります）

R6.12月現在

学校名	開放中止・利用制限予定期間	工事内容
高穂中学校	7月～9月 体育館・・・利用制限 駐車場・・・利用制限	体育館棟トイレ改修工事、樹木伐採工事 ※・体育館トイレが使用することが出来ず、仮設トイレを使用していただくことになります。 ・駐車場は工事車両の駐車スペースの関係で使用制限あり。 ・グラウンドの一部の樹木も伐採予定のため、一時的に使用できなくなる可能性あり。
玉川中学校	7月～9月 グラウンド・・・利用制限 駐車場・・・利用制限 12月～2月 グラウンド・・・利用制限 駐車場・・・利用制限	受水槽改修工事 ※・受水槽の更新作業のため、断水作業等あり。 ・駐車場は一部を工事ヤードとするため使用制限あり。

- ・その他、運動会（5月又は10月）、ふれあいまつり（11月）、卒業式（3月）等、準備を伴う行事や、お盆期間は、連続して開放中止させていただく場合がございますので、予め御了承ください。

草津市教育委員会事務局

スポーツ推進課 スポーツ推進係

田中

TEL 077-561-2432

FAX 077-561-2488